

社会福祉施策の充実強化に関する提言

社会福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うとともに、就労支援等自立に向けた施策を推進すること。

また、制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。なお、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者については、日常生活上の用に供するものについても、自動車の保有が可能となるよう要件を緩和すること。

(6) 精神障害者に係る生活保護費の障害者加算の認定に当たっては、身体障害者手帳と同様に精神障害者保健福祉手帳についても、認定資料として使用できるよう改善すること。

(7) 生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について、扶助費として支給するなど財政措置を講じること。

(8) 冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯を支給対象とする等、支援の拡充を図ること。

また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

- (9) 単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。
- (10) 生活保護制度の居住地特例について、その対象となる施設を拡充すること。
- (11) 医療扶助におけるオンライン資格確認のシステムの連携に係る経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- (12) 生活保護業務に係る金融機関の預貯金等の照会のオンライン化に当たっては、イニシャルコストも含め、必要な財政支援を講じること。
- (13) 生活保護目視規制事務手続を実施するに当たって、デジタル技術を活用する場合の留意事項を示すとともに、福祉施設等関係機関への理解が得られるよう周知を図ること。
また、デジタル技術を活用した生活保護業務に係る経費について、必要な財政支援を行うこと。
- (14) 生活保護業務に係る標準準拠システムが、円滑に移行できるよう支援策を拡充すること。
また、マイナンバー情報照会の活用に係る研修を実施するなど実務者支援の充実を図ること。

2. 生活困窮者の支援について、生活困窮者自立支援法等に係る事業の円滑な実施のため、必要な情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

3. 民生委員・児童委員について、国民の理解が深まるよう広報活動を行うとともに、委員報酬の有償化、活動費の変更等の処遇改善、年齢要件の見直しなど、担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること。

4. 困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、女性相談支援員の確保に当たっては、十分な財政措置を講じること。

5. 多機関協働事業等を円滑に推進するため、補助基本額の充実を図ること。
6. ひきこもり状態にある人等に対する自立支援の推進と、財政措置の充実を図ること。
7. 成年後見制度における権利擁護支援体制の強化について、地域の実情に応じて実施できるよう財政措置を拡充すること。
8. 日常生活自立支援事業について、地域の実情を踏まえた十分な財源を確保するとともに、事業の充実・強化等に必要な措置を講じること。
9. 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を担う薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。
10. 「生理の貧困」について、自治体間において支援の地域差が生じないよう、国として必要な支援策を継続的に講じること。
11. 墓地、埋葬等に関する法律に基づき執行する身寄りのない独居死亡人の葬祭について、事務費用の財政支援を講じること。
また、遺骨の取扱いについて、統一的な制度を整備すること。
12. 高齢化に伴う需要の増加等に対応するため、火葬場の整備等に対し、財政措置を講じること。
13. 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、すべての戦没者慰霊碑及びその周辺設備の改修等補助の対象とするとともに、補助基準額等の充実を図ること。
14. 「地方改善施設整備費（共同作業場等施設整備費）補助金」における共同作業場において、老朽化に伴う大規模改修についても交付対象とすること。

15. 物価高騰対策関係について

- (1) 生活や住宅をはじめとする扶助基準について、物価高騰の状況を踏まえた見直しを図ること。
- (2) 物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。